

従業員の奨学金返還を

支援する県内企業を

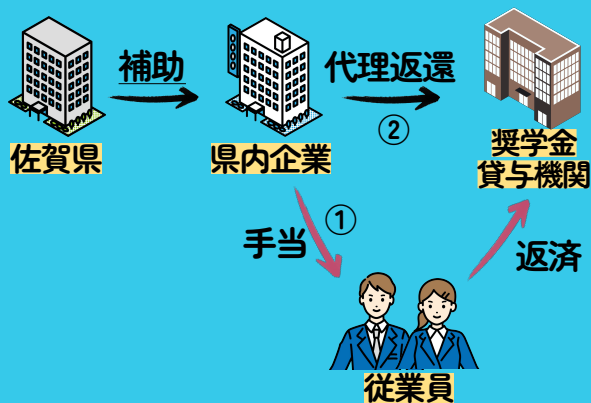
佐賀県が応援します！

※佐賀県の令和7年度当初予算が成立した場合に実施する事業です。

返還支援制度導入企業募集

(従業員一人当たり)

最大 10 万円 / 年度を補助



- ・企業が従業員に支給した手当 (①) 又は代理返還 (②) した額の 1/2 以内を補助金として交付

- ・最大 5 年間補助

≫ 5 年間で最大 50 万円を補助

- ・1社あたり3名まで

／ 奨学金返還支援制度導入のメリット ／

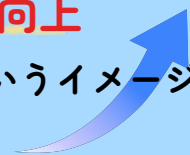
若者の採用と定着

- ・支援制度があることが就活生へのアピールに！
- ・従業員の定着にも繋がります！



企業イメージの向上

- ・従業員を大切にしているというイメージが、企業価値の向上に！



従業員のモチベーションアップ

- ・収入が少ない若手従業員の手取りが増え、安心して仕事に専念できる環境に！



法人税の課税負担軽減

- ・代理返還、手当支給を損金算入できる他、賃上げ促進税制の対象となる可能性もあります！



企業向け説明会を実施します。

日 程	会 場	時 間
4 月 15 日 (火)	佐賀県市町会館 3 階 大会議室	14:00～15:30
4 月 17 日 (木)	武雄総合庁舎 別館 2 階 大会議室	
4 月 18 日 (金)	唐津総合庁舎 新館 大会議室	
4 月 21 日 (月)	鳥栖総合庁舎 別館第 1 号 会議室	



参加申込み
はこちらから

参加申込みフォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/961160>

佐賀県 産業労働部 産業人材課 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

(佐賀県産業人確保プロジェクト推進会議事務局) tel: 0952-25-7310 mail: sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

詳細はこちら



補助対象者の要件（企業等）

- ・県内に事業所を有する企業等
- ・県外本社の場合、佐賀枠採用を行う又は行う予定の企業等
※佐賀枠採用…佐賀県内に勤務地を限定した採用
- ・奨学金返還支援制度の規定を整備し、奨学金返還のための代理返還又は手当支給を実施していること

支援対象者の要件

- ・補助対象者（企業等）の奨学金返還支援制度による支援の対象となっている従業員
- ・県内事業所に勤務していること
- ・県外本社企業の場合、佐賀枠採用を条件に採用されていること

対象奨学金の要件

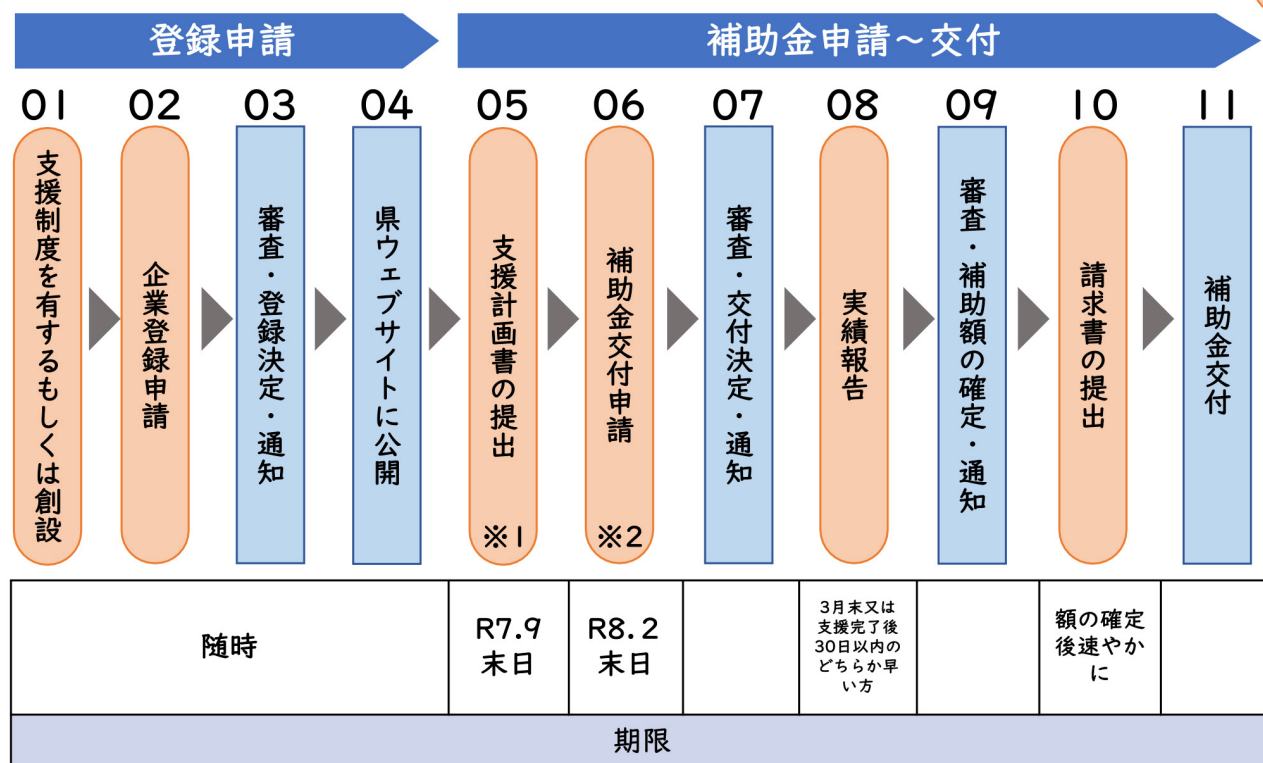
- ・日本学生支援機構が貸与する奨学金その他、地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金
※特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されるものは除く

補助金申請の流れ

- ・令和7年度の補助金交付までの大まかな流れは下図の通りです

企業

県



※1 原則、支援開始後30日以内に提出。

※2 補助金交付申請は、当該年度分を2月末日までに提出。（3月分は見込み額で申請）

奨学金返還支援制度を導入した企業は

まずは企業登録を！

〈補助を受けるためには企業登録が必要です。〉
登録された企業は県ウェブサイトに掲載します。

企業登録フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/967993>



企業登録
はこちらから

詳細はこちら
佐賀県ホームページ



<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003112366/index.html>